

砂と霧の家 (House of Sand and Fog)

2004 (平成16) 年11月 6 日鑑賞(梅田ピカデリー)

★★★★



監督=ヴァディム・パールマン/出演=ジュニファー・コネリー/ベン・キングスレー/シヨール・アグダシュルー/ロン・エルダード/フランシス・フィッシャー (ギャガ、ヒューマックス共同配給/2003年アメリカ映画/126分)

……美しい海と夕日が見える1軒の家^{ホーム}。この映画のテーマは、この家をめぐる1人の女性とイラン人家族との確執。税金の滞納問題に端を発し、競売をめぐる家の所有権争いは、人間の本性をむき出しにした争いに……。そして、アツと驚く悲劇的な結末は何ともいえず悲しいものに……。もっと早く、何とか手をうつことができなかったのだろうか……？

テーマは 家^{ホーム}をめぐる確執

この映画のテーマは、美しい海と夕日が見える一軒の家^{ホーム}をめぐる人間同士の確執。ここには今、結婚生活に失敗し夫に家を出ていかれた若い女性キャシー(ジュニファー・コネリー)が1人で住んでいる。この家は父親が苦労して手に入れたもので、キャシーとその兄が相続すべきもの。キャシーにかかってくる母親からの電話に対して、キャシーは真実を話すことができず、1人不安な毎日を送っていた。そんなキャシーに追いうちをかけたのは、税金の未払いによって家が差押えられ、明日競売にかけられるとの通告。税金の未払いは事実だが、わずかな金額(500ドル)の未払いで本当に家は競売されてしまうのか? 「この家を失ったら私は何もかも失ってしまう」、そう考えたキャシーがこの家の所有権に執着したのは当然だが……。

もう1人の主人公は?

もう1人の主人公ベラーニ(ベン・キングスレー)は、イランの元大佐という

異色のキャラクター。祖国でのイラン革命に敗れて、今は家族とともにアメリカに亡命している身。高い志やプライドを持っていても、人種差別が厳然と存在するアメリカ社会で現実に生きていくことは大変。娘の結婚式で見せたような華やかな生活は過去のものとなり、今は工事現場で肉体労働に従事しているが、貯えは減るばかり。英語を十分に話せない妻のナディ（ショール・アグダシュルー）がこんな生活にイライラするのも当然。これからは息子イスマイルの教育資金も必要となるため、贅沢三昧の生活はできず、何とか家長としての責任を果たさなければと考え、毎日を懸命に生きていたが……。

アメリカの競売システムは？

キャシーの家が競売にかけられたのは、500ドルの税金の滞納のせい。何の税金かは知らないが、未払いが事実とすれば、何回かの督促をし、それでも支払いがなければ不動産の差押、競売（公売）という手続に移るのは、多分日本でもアメリカでも同じ。この映画ではキャシーは、「わずかの金額」とか「督促を見ていなかった」などと弁解しているが、それは本来通用しないもの。またいくらアメリカは手続が迅速だといっても、差押と競売の通告を受けた後、現実に競売されるまでの間に滞納していた税金を支払えば、競売手続は中止されるはず。だのになぜ……？ 結局キャシーは、文句を言うばかりで本来なすべき税金の支払いをずるずると引き延ばしていたのでは……？

平成15年の担保・執行法制の大改正とは？

私は今法科大学院向けの教科書として、『実務不動産法』（民事法研究会）を執筆中だが、これには私法と公法の両方を載せるつもり。不動産を担保に取っておくと、貸金が回収できなくなった場合に、この不動産を競売することによって貸金を回収することができる。これを定めたのが担保・執行法制であり、その中心は抵当権。土地神話が機能し地価が右肩上がりが続けていた時代においては、この抵当権の役割は非常に大きいものだったが、土地バブルがはじけ抵当物件としていた不動産を競売しても貸金の回収に不足する事態となった結果、発生したのが不良債権。この不良債権をめぐって日本の金融界に激震が走り、日本が「失わ

れた10年」を経験してきたことは記憶に新しいところだ。

そんな中、日本では平成15年に担保物権と民事執行法制が大幅に改正され、①短期貸借権の廃止、②担保不動産収益執行制度の創設、③一括競売制度の改正等の全く新しい制度が創設された。ここでその詳細を解説することは到底無理だが、法律を勉強しながら私の映画評論を読んでもらっている読者には、是非この点を突っ込んで勉強してもらいたいもの。そして、その観点からこの映画におけるアメリカの不動産競売制度を学んでほしいものだ。

日本での競売をめぐる状況は？

前述のように、土地バブル時代の日本では、不動産は倍々ゲームで値段を上げていたが、バブル崩壊後は不動産市場は全くダメになった。そんな中、競売物件は一層安くなり、市場価格の2分の1、3分の1という事例もザラとなった。そのうえ従来不動産の競売手続は一部業者のみが関与している闇社会という雰囲気だったが、透明性と公開性の要求とインターネットの普及により、その手続が広く国民に開放されたため、一般国民も裁判所の競売情報から不動産を入手できるルートが少しずつ定着してきた。それはそれでいいことだと私は思っているが、現時点でその実態はどうなっているだろうか？ 広く開放され過ぎたため(?)、競売物件についても入札参加者が多くなり、その結果入札価格が大きくなり上がっているのが現状。したがって、今や裁判所が定めた最低売却価格の3倍ないし5倍という入札も多い。こんな日本の競売手続の実情も頭に入れてこの映画を観れば、より理解が深まるというものだが……。

副保安官はかなりのワル……？

失意のどん底にあるキャシーをなぐさめ応援したのは、郡の副保安官のレスター（ロン・エルダード）。これがどんな仕事なのか私にはよくわからないが、なぜか彼は競売の通告の時にも来ていたし、その教え子達もいるようで、それなりの権限を持っている様子。しかし妻との折り合いが悪いらしく、キャシーに同情して親しくなるうち次第にそれが愛情に変わっていったよう。このため、結局2人のかわいい女の子と妻を捨てて、キャシーと行動をともにすることに。しかし

このレスター副保安官は、当初から公私混同(?)と職権濫用(?)がみえ。公私混同とは、不動産の競売手続によって落ち込んでいるキャシーを慰めているうち、プライベートな気持とゴッチャになること。また職権濫用とは、競売手続にのって合法的に家の所有権を取得したベラーニに対して、副保安官のバッジをちらつかせながら「家を元の所有者に返してやれ!」と迫ること。しかもその最初の切り口を、ベラーニが家の転売の広告を電柱に張ったことに求めたのは何ともイヤらしい。さらに「移民局にも知り合いがたくさんいるんだ!」と暗に威圧をするシーンなどは、「何だこの男は!」と叫びたくなるようなイヤらしさ……。

アメリカ的なもの VS. イスラム的なもの

このようなレスター副保安官の公私混同と職権濫用を伴ったキャシーに対する同情と愛情が、その後のロミオとジュリエットばりの大悲劇を生むことに……。

それにしても私はこんな男は大キライ。だから、キャシーがいくらひとりぼっちで頼る人がいない状況にあるとしても、こんなイヤな男のアドバイスに従ったり、愛情を確かめ合ったりすることに納得できない。このキャシーを演ずるのがいくら美人のジェニファー・コネリーであっても、思わず「もともと悪いのはお前だろう!」と言いたくなってしまふ……。こんな私の気持ちに比べれば、イラン人夫婦、特に妻のナディがキャシーに対して示す態度は、神のようなやさしさに満ちあふれたものだ。世界の注目を集めたアメリカ大統領選挙の結果が出た今、ブッシュ大統領がイラン、アフガン、イラクで押し進めてきた「アメリカ的なもの」と、ベラーニらが示す「イスラム教的なもの」との対比をこの映画を観ながらしてしまったが、それによるとその正邪のほどは……?

弁護士的事件受任の仕方は?

この映画ではキャシーが相談・依頼する女性弁護士コニー（フランシス・フィッシャー）が登場し事件を受任するが、私に言わせればその受任の仕方は極めて不自然なもの。そもそもレスター副保安官がキャシーにアドバイスしたのは法律相談であり、アメリカでは弁護士に依頼すればバク大な金がかかることは暗示されていた。したがってコニー弁護士が、今は一文無し状態のキャシーに対して、

「大丈夫。家を取り戻すことはできますよ」と何の根拠も示さないまま希望的観測を述べて事件を受任したのは、家を取り戻した後の報酬を期待したためと考えざるをえない。また受任したといっても、まずは依頼を受けたからキャシーに対して動くな、と指示をして、事実関係の調査に乗り出しただけ。もっとも、既にベラーニらが入居し所有者として家の改修をしているということをキャシーからの報告で知ったぐらいだから、コニー弁護士はロクな調査もしていないはず。

意外だったダメ弁護士……？

また、「それではすぐに手紙を出します」と言ってコニー弁護士は手紙を出したものの、その手紙の内容は、ベラーニがなぜその家の所有権を取得できず、キャシーに対して返還しなければならないのかについての法的根拠の説明が全くない不十分なもの。そのうえ、この手紙を持って弁護士事務所に乗り込んできたベラーニに対するコニー弁護士の説明は、「キャシーはわずかの税金の滞納と郡の手違いによって家を失ったのでかわいそうだから家を市価で返してやってくれ」という何とも非論理的なもの。これに比べればベラーニの、「事情はわかるもの」という前提つきで、「俺は正当な手続でこの家を手に入れた。いつまで住むか、いくらで転売するかは俺の自由だ」という主張の方がよほど論理的で筋が通っている。こんな事件の処理状況をキャシーに説明したうえで、今頃になって「法律で奇跡は無理」などと「弁解」するコニー弁護士に対してキャシーが三下り半をつきつけたのは当然。こんな風に事件を受任したうえで、依頼案件についてこんな処理をしていたのでは、コニーはダメ弁護士と言われてもしかたない。

日本の法曹界は大丈夫？

弁護士増員問題（年間1200名から3000名に）や司法修習生の落第問題（57期修習生で46名）など、問題が噴出している今の日本の法曹界でも、この手のロクに事件処理ができない弁護士が増えていることは大問題だと思うのだが……？ 以上の弁護士の仕事に関する評論について興味のある方は、是非私の著書である『いま、法曹界がおもしろい！』（坂和総合法律事務所編・2004年・民事法研究会）を読んでもらいたい。

責められるべきはキャシーの行動

この映画は、1999年に出版されナショナル・ブック賞の最終候補作になった、アンドレ・デビュース三世の原作に惚れ込んだ、パールマン監督が頼み込んで映画化権を獲得したもの。競売手続で家を失った後のキャシーの行動が原作と映画とでどのように違うのかは知らないが、パンフレットで読む限りは似たようなものだろう。しかし私に言わせれば、いったん法的にケリのついた不動産の競売手続について、旧所有者であるキャシーがとった行動は、違法スレスレもしくは完全に違法であり、少なくとも非常識かつ常軌を逸したものだ。家に押しかけて来て文句をつけたり捨てゼリフを残して行くぐらいならまだ我慢できても、副保安官を使ったり、挙げ句の果ては家の前で「狂言自殺」まがいのことをされたのでは、正当な代金を払って家の所有権を取得した競売人であるベラーニは、たまったものではない。同情すべきはベラーニであり、逆に責められるべきはキャシーであることは明らかだ！

次々と悲劇的な結末が……

映画の後半で次々と展開される悲劇は、あのシェイクスピアの『ロミオとジュリエット』と同じような、ちょっとした行き違いから生じる大悲劇。その内容をここで書くわけにはいかないが、この後半の展開は思わず手に汗を握り、スクリーンから目を離せなくなるほどスリリングなもの。しかしここでも、キャシーの行動がいただけないことを付け加えておきたい。まずは、自分自身の離婚問題の処理のために、2人の逃避行(?)からいったん家庭に戻り、話をつけてくると言い残したレスター副保安官が帰ってくるのを最後まで待たないで絶望し、1人ノコノコとベラーニの家に出かけて行くこと。しかもせっかく禁酒していたのに、この時点では自暴自棄となって酒を買い込んだうえ、拳銃まで持って酔っぱらったまま、車を運転して家まで出かけて行ったこと。これでは自制心も何もあったものではない！ 美人のキャシーさん！ こんな、あんたの無軌道でいきあたりばったりの行動が、次々と悲劇を生んでいくことに気づかなければ！

2004(平成16)年11月8日記